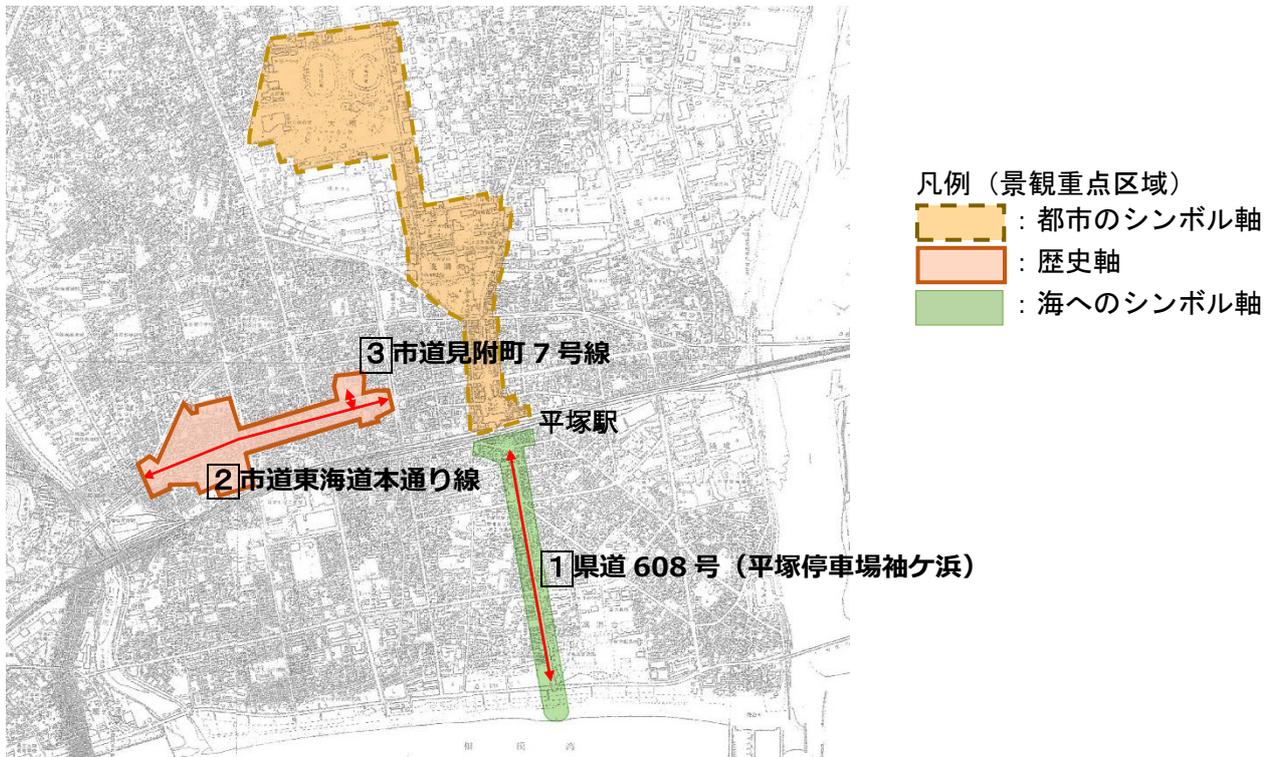


景観重要公共施設内の道路占用許可にかかる事前確認の手続き

平塚市では景観重要公共施設の区域内で、道路占用許可等を受ける場合は、従来の道路占用許可基準と合わせて、景観重要公共施設の基準に適合することが必要となります。

占用許可申請者が占用許可申請を行う際は、各景観重要公共施設管理者に占用の許可申請を行う2週間前までに、平塚市まちづくり政策課へ「景観重要公共施設における占用許可にかかる事前確認申請書」を提出して下さい。

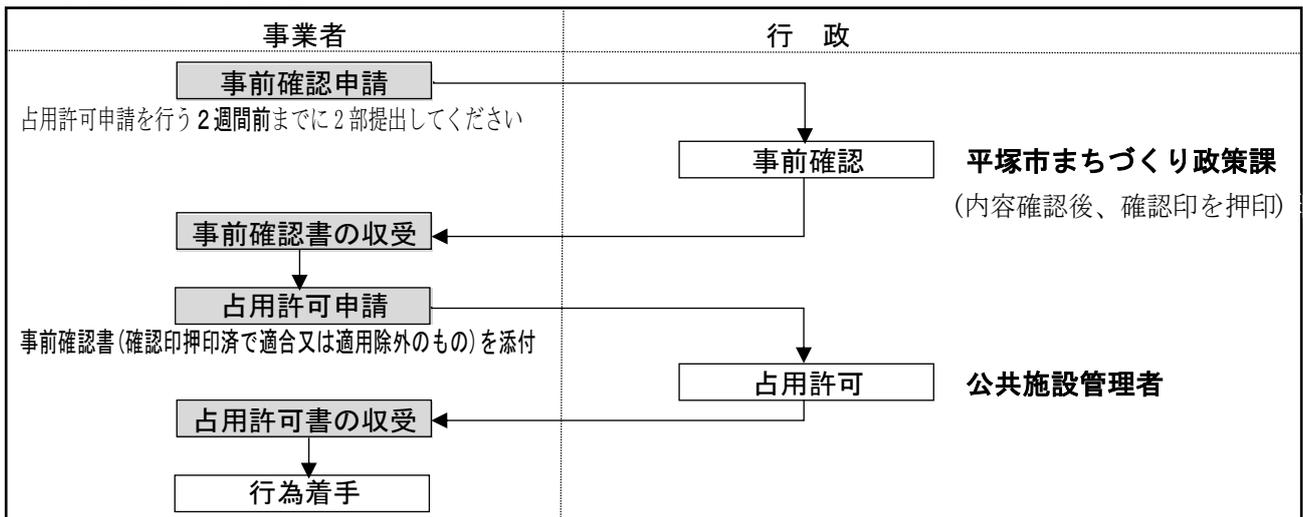
1 景観重要公共施設位置図



景観重要公共施設一覧

公共施設の区分	名称	指定日	公共施設管理者
道路法による道路	1 県道 608 号 (平塚停車場袖ヶ浜)	令和 7 年 4 月 1 日	神奈川県
道路法による道路	2 市道東海道本通り線	令和 7 年 4 月 1 日	平塚市
道路法による道路	3 市道見附町 7 号線	令和 7 年 4 月 1 日	平塚市

2 事前確認の手続きフロー



3 事前確認の手順

(1) 事前確認申請

- ・占有許可申請者は、占有許可申請書を公共施設管理者に提出する**2週間前**までに、平塚市まちづくり政策課へ**景観重要公共施設における占有許可にかかる事前確認申請書**を提出してください。
- ・必要部数は、正本1部・副本1部の計2部

(2) 平塚市まちづくり政策課による事前確認

- ・受付後、**景観重要公共施設における占有許可にかかる事前確認申請書**の内容について平塚市まちづくり政策課にて基準に適合していることを確認後、**確認印を押印**し占有許可申請者に副本を返却します。(概ね10日～14日程度)

(3) 占有許可申請

- ・占有許可申請者は、返却された**景観重要公共施設における占有許可にかかる事前確認申請書**を占有許可申請書に添付し、公共施設管理者へ提出してください。

(4) 事前確認申請が不要となるもの

- ・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの。
- ・緊急上やむを得ないもの。
- ・令和7年4月1日時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの。
- ・地中に埋設するもの等で、周辺の景観形成に影響のないもの。(路面の現状復旧含む)
- ・仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物。
- ・既に受けている道路占有許可を更新(継続)するもの。

4 景観重要公共施設に関する占有許可基準

〈県道608号(平塚停車場袖ヶ浜)〉

- ・海への見通しを極力妨げない配置、高さとする。
- ・道路デザインや周辺の街なみとの調和に配慮した形態意匠とする。
- ・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。
- ・彩度2を超える色彩は原則として使用しない。(公共サイン(「平塚市公共施設景観ガイドライン(歩行者系公共サイン)」)に則して整備するものに限る)及び屋外広告物には適用しない。

〈市道東海道本通り線〉

- ・高麗山への眺望を極力妨げない配置、高さとする。
- ・平塚宿の歴史を品よく感じることができる形態意匠とする。
- ・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。
- ・色彩はダークグレー(10YR3.0/0.2程度)を原則とする(屋外広告物には適用しない)。

〈市道見附町7号線〉

- ・文化芸術ホールへの眺望を極力妨げない配置、高さとする。
- ・平塚宿の歴史を品よく感じることができる形態意匠とする。
- ・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。
- ・色彩はダークグレー(10YR3.0/0.2程度)を原則とする(屋外広告物には適用しない)。

※ 「景観重要公共施設における占有許可にかかる事前確認申請書」の様式は、平塚市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page-c_02159.html

※ 御不明な点がございましたら、平塚市まちづくり政策課都市景観担当までお問い合わせください。

問い合わせ先：平塚市まちづくり政策課都市景観担当



〒254-8686 平塚市浅間町9-1
TEL 0463-21-8781 (直通)
FAX 0463-21-9769
E-mail: machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

